

住民監査請求（地域活動協議会補助金[生野区]）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年10月18日（月曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年11月11日決定）

1 請求の要旨

A会館老人憩いの家運営委員会から生野区Aまちづくり協議会あてに、令和2年度の会館年間使用料として570,000円の領収書が発行されている。生野区Aまちづくり協議会が補助事業について市に報告した内容によると、コミュニティ活動場所、会館使用回数は年間50回、したがって使用料は年間合計375,000円である。差額195,000円が行方不明で市からの補助金が有効に遣われず実質上市に損害を生じさせている。

市長に対して生野区Aまちづくり協議会の不当利得の返還を請求するなどの措置を講じるよう勧告を求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そして、主張事実を証する書面については、原則として、請求に係る事項の全部についてこれらを証する書面を添えなければならないと解される。

請求人の主張は、令和2年度の本件地活協に対する地域活動協議会補助金の対象となっているコミュニティ活動場所確保事業（会館使用料）に計上されている年間使用料570,000円のうち、本件会館の1回当たりの会館使用料7,500円に、年間使用回数の50回を乗じて得た375,000円を超える部分については、その用途に用いられていないにもかかわらず、これに対して地域活動協議会補助金が支出されているのは、違法又は不当な公金の支出であると摘示するものであると認められる。

これを証する書面として、請求人は、本件会館運営委員会が本件地活協あてに発行した、会館年間使用料570,000円の領収証のほか、同様に理事会12回、総会1回の会館使用料として97,500円の領収証や、コミュニティ活動場所確保事業の対象事業が令和2年度中に50回行われたこと及び同事業の内容として、同運営委員会と年間使用契約を結び、安定的にコミュニティ活動の場所を確保提供することなどが記載された書面を添付している。

しかしながら、これらは、本件地活協が、年間使用契約によりコミュニティ活動の場所を確保した結果、1回当たりの使用料が都度使用した場合より割高になったことを証する書面にすぎず、年間使用料として領収証に記載された570,000円のうち、都度使用の単価に使用回数に乗じて得た額を超える部分について、会館使用料に用いられていないことを証するものとは認められない。

したがって、本件請求は必要な事実を証する書面の添付を欠いていると認められる。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。